

2 福生市緑の基本計画改定検討委員会

(1) 福生市緑の基本計画改定検討委員会名簿

| 推 薦 別 | 氏 名 |
|------------|----------------|
| 学識経験者・有識者 | 金 子 忠 一 (会長) |
| 農業委員会関係者 | 村 野 和 男 (職務代理) |
| 専門的知識を有する者 | 野 村 亮 |
| 専門的知識を有する者 | 近 藤 富代子 |
| 専門的知識を有する者 | 黒 沢 吉 信 |
| 公募市民 | 佐 藤 豊 |
| 公募市民 | 中 川 洋八郎 |

(2) 福生市緑の基本計画改定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 福生市緑の基本計画（平成11年3月策定）（以下「計画」という。）の改定に向け、必要な事項を検討するため、福生市緑の基本計画改定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について調査、検討する。

- (1) 緑の基本計画改定に関すること。
- (2) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者・有識者 1人
- (2) 農業委員会関係者 1人
- (3) 専門的知識を有する者 3人
- (4) 公募市民 2人

2 委員の任期は平成26年3月31日までとする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は委員の互選によって定める。
- 3 会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(謝礼)

第6条 委員の謝礼は、予算の範囲内で別に定める基準により支給するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は都市建設部まちづくり計画課において処理する。

(その他)

第8条 前各条に定めるものを除くほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。